

# 新型コロナウイルス感染症 クリチバ市による制限措置の延長(警報レベル2)

2020年12月18日

12月17日、クリチバ市は新型コロナウイルス感染症に関する警報レベル2（オレンジ）を更に22日間継続する旨決定しました。

〈本文〉

●12月17日、クリチバ市は新型コロナウイルス感染症に関する警報レベル2（オレンジ）を継続させる旨の政令を発出しました（12月18日から22日間適用）。なお、日曜日は営業不可とされている業種について、12月20日(日)は営業可能としています。

●今回の政令発出に伴い、適用される主な制限措置は以下のとおりです。

1 実施・営業が禁止されるもの

(1) エンターテインメント・文化関連施設（ライブハウス、サーカス、劇場、映画館、博物館、美術館など）。

(2) 屋内のレセプション、パーティー、その他イベント実施会場。

(3) 見本市などを実施するための総合展示場、学会を実施する会議場。

(4) バーやナイトクラブ。

2 公園については、マスク着用の上、屋外スペースにおける個人単位での運動のみを可とする(日曜日は閉鎖)。

3 公有地及び私有地における運動場の利用は不可とする（コンドミニオ内の共有スペースも含む）。

4 23時から翌5時までの不要不急の外出、及び公共スペースにおけるアルコール飲料の摂取・販売を不可とする。

5 10人以上（14歳以下の子ども的人数は除く）が集まる親睦会などのイベントの実施を不可とする。なお、親睦会などのイベントを実施する場合は、同居する親族のみでの実施とする。

6 営業日・時間が制限されるもの

(1) 一般商店：9時～22時、月曜日～土曜日まで営業可。日曜日はデリバリー形式で22時まで。12月20日(日)は9時～22時まで営業可。

(2) 美容室、スポーツジム、ペットサロンなど：22時まで、月曜日から土曜日まで営業可。日曜日は営業不可。12月20日(日)は22時まで営業可。

(3) ショッピングセンター：8時～22時、月曜日～土曜日まで営業可。日曜日はデリバリー形式で22時まで。12月20日(日)は8時～22時まで営業可。

(4) レストラン・軽食堂：6時～22時、月曜日～土曜日まで営業可。日曜日はデリバリー形式で22時まで。12月20日(日)は6時～22時まで営業可。

(5) パン屋：6時～22時、月曜日～土曜日まで営業可。日曜日は7時～18時まで。12月20日(日)は6時～22時まで営業可。

(6) スーパーマーケットや屋外市場（フェイラ）など：6時～22時、月曜日～土曜日まで営業可。日曜日はデリバリー形式で22時まで。12月20日(日)は6時～22時まで営業可。

7 50%の稼働率で実施・営業可能なもの

ホテルなどの宿泊業。

●上述規制措置に関する詳細情報については、以下のクリチバ市のウェブサイトからご確認ください。

※クリチバ市 新型コロナウイルス感染症関連ウェブサイト

<https://coronavirus.curitiba.pr.gov.br/>

<https://www.curitiba.pr.gov.br/noticias/decretos-amparam-medidas-de-combate-ao-coronavirus/55390>

(問い合わせ先)

在クリチバ日本国総領事館

－電話：41-3322-4919

－e-mail：setorconsular@c1.mofa.go.jp